

## 入札公告

工事の入札を行うので、岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第130条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月14日

岩美町長 榎本 武利



### 1 工事の概要

- (1) 工事名 岩美町中央公民館・図書館整備工事
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字浦富地内
- (3) 工事概要 複合施設（中央公民館及び図書館）の新築工事 1式  
（鉄骨造2階建 延床面積：2,982㎡）
- (4) 工期 契約（本契約）締結の日の翌日から平成31年7月31日まで
- (5) 予定価格 金1,504,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2 入札参加資格に関する事項

#### (1) 共同企業体に関する要件

- ア 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施行とする。
- イ 共同企業体の構成員数は、4社とする。
- ウ 共同企業体の結成方法
  - ①共同企業体の結成は、構成員の自由意思による自由結成とする。
  - ②構成員の出資比率は、10分の1以上とする。
  - ③共同企業体の結成は、代表構成員の資格要件を満たす1社と構成員の資格要件を満たす3社との組み合わせとする。
  - ④代表構成員及び構成員は、本件入札において、2以上の共同企業体の構成員になることができない。
  - ⑤共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は、その出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じである場合は、いずれかの者が代表者となることとする。

#### (2) 共同企業体の構成員の資格

##### ア 共通の資格要件

- ①建築工事につき、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を有している者であること。
- ②公告の日において、岩美町の平成29年度建設工事入札参加資格者名簿（希望業種の建築）に登載されている者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

⑤公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、国土交通省中国地方整備局及び鳥取県から指名停止措置を受けていないこと。

#### イ 代表構成員

- ① 鳥取県建設工事等入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）に基づく建築一般の総合点数（以下「県総合点数」という。）において、平成29年9月13日現在における県総合点数が、1,280点以上であること。
- ② 建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築一式工事の許可を得ている者で、県東部（鳥取市・岩美郡・八頭郡）に本店（社）を有し、かつ、法人の市町村民税を納付している者であること。
- ③ 公告前15年間に単独又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率20%以上の構成員として、工事が完了し、引き渡し完了している鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延床面積が2,000㎡以上の建築工事の施工実績があること。
- ④ 本工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - a) 公告前15年間に工事が完了し、引き渡し完了している鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で一棟の延床面積が2,000㎡以上の建築工事に従事した経験を有する者であること。
  - b) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
  - c) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

#### ウ 構成員

次の①の要件を満たす1社及び②の要件を満たす2社とする。

- ① 代表者以外の構成員のうち1社は、平成29年9月13日現在における県総合点数が1,140点以上であり、建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築一式工事の許可を得ている者で、県東部（鳥取市・岩美郡・八頭郡）に本店（社）を有し、かつ、法人の市町村民税を納付している者であること。また、本工事の施工期間中、建築士法第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格した者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。
- ② 代表者以外の構成員のうち2社は、平成29年9月13日現在における県総合点数が970点以上を1社、930点以上を1社とし、建設業法第3条第1項及び第2項に規定する建築一式工事の許可を得ている者で、岩美町に本店（社）を有し、かつ、法人町民税を納付している者であること。また、本工事の施工期間中、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者であること。

### 3 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、別に配布する入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類（以下「書類等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 平成29年9月14日（木）から平成29年9月27日（水）までの土曜日及び日曜・祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所 岩美町教育委員会事務局

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 申請書等の用紙の配布

岩美町教育委員会事務局において本公告の日から希望する者に配布する。

また、岩美町公式ホームページからも入手できる。

オ 提出資料に関する問い合わせ先

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩美町教育委員会事務局 社会教育係

TEL (0857) 73-1302 FAX (0857) 73-1533

電子メール: shakaikyouiku@iwami.gr.jp

- (3) 提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認結果の通知は、共同企業体の代表者あてに、平成29年9月29日(金)までに通知する。
- (5) 申請書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

#### 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について岩美町長に対して、説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、次のとおり書面(様式自由)により提出すること。
  - ア 提出期間 平成29年10月2日(月)から平成29年10月3日(火)までの午前9時から午後4時まで。
  - イ 提出場所 岩美町教育委員会事務局
  - ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 説明を求められたときは、平成29年10月4日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 5 現場説明

開催しない。

#### 6 設計図書の閲覧

- (1) 閲覧場所 岩美町教育委員会事務局
- (2) 閲覧期間 平成29年9月14日(木)から平成29年10月4日(水)までの土曜日及び日曜・祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
- (3) 電子データの提供  
希望する者には、設計図書の電子データ一式を電子媒体に記録して提供するので、光ディスク(CD又はDVD)又はUSBメモリを持参すること。ただし、記録媒体は未使用のものに限る。

#### 7 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問がある場合は、書面(自由様式)によりファクシミリ又は電子メールにより電送すること。文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号等を併記す

ること。

なお、質問がない場合もその旨を電送すること。

(1) 質問の受付期間

平成29年9月14日(木)から平成29年10月4日(水)までの土曜日及び日曜・祝祭日を  
除く毎日、午前9時から午後4時まで。

(2) 質問の電送先

岩美町教育委員会事務局 FAX (0857) 73-1533

電子メール: shakaikyouiku@iwami.gr.jp

(3) 質問に関する回答は、平成29年10月11日(水)までに全内容を全社に対して電送する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年10月18日(水) 午前10時00分

(2) 場所 岩美町役場2階会議室

9 最低制限価格の設定

最低制限価格 設定

10 入札執行について

(1) 持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した  
金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格と  
するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見  
積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 第1回入札書と同時に当該入札金額の根拠となる工事費積算内訳書を提出すること。

(4) 代理人をもって入札をしようとする者は、必ず委任状を提出すること。

(5) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正又は挿入をしたときは、これを証印しなければなら  
ない。ただし、入札金額については、抹消、訂正又は挿入することができない。

(7) 入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

11 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち会いのうえ行う。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価  
格を下回った入札を行った者は落札者とししない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。な  
お、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金については、契約締結と同時に請負金額の10分の1の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)

オ 履行保証保険契約の締結

### 14. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに岩美町財務規則第137条の各号に該当する入札は無効とする。

### 15 入札及び開札の中止及びこれによる損害に関する事項

次の場合は、入札及び開札を中止する。また、これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

(1) 明らかに談合等の事実が確認された場合

(2) 天災その他やむを得ない理由による場合

(3) 入札者が1社だけの場合

### 16 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札の日から5日以内に建設工事請負仮契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

### 17 契約の方法

本件の工事請負契約は、岩美町議会の議決を要するものであり、建設工事請負仮契約を締結し、岩美町議会の議決後に契約保証が付されたことを確認し、契約成立の通知をもって本契約とする。

### 18 支払条件

(1) 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負代金額の10分の4の範囲内において前金払いをする。

(2) 部分払 5回以内(前金払いをしたときは、部分払いの回数を1回減ずる。)

### 19 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び岩美町財務規則に定めるところによる。

(2) 契約成立後、この公告に記載されている要件に違反していることが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

